

V 土砂埋立行為の許可申請手続

目 次

<土砂埋立行為許可申請手続>

| | |
|-------------------------------|-----------|
| ◎ 土砂埋立行為を行う方への留意事項 | ・・・ p5-1 |
| 1. 土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）許可申請手続 | |
| （1） 土砂埋立行為許可申請の編さん順序 | ・・・ p5-2 |
| （2） 土砂埋立行為許可申請書（法第 17 条第 1 項） | ・・・ p5-4 |
| （3） 土砂埋立行為申請地番一覧表 | ・・・ p5-6 |
| （4） 事業計画書 | ・・・ p5-7 |
| （5） 土砂埋立区域内土地使用同意書 | ・・・ p5-13 |
| （6） 土砂埋立区域内施工同意書 | ・・・ p5-15 |
| （7） 誓約書 | ・・・ p5-17 |
| （8） 土砂埋立行為許可申請書の作成等要領 | ・・・ p5-20 |
| （9） 各種図面の具体的作成様式 | ・・・ p5-24 |
| 2. 土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請手続 | |
| （1） 土砂埋立行為許可申請の編さん順序 | ・・・ p5-26 |
| （2） 土砂埋立行為許可申請書（法第 17 条第 2 項） | ・・・ p5-28 |
| （3） 土砂埋立行為申請地番一覧表 | ・・・ p5-30 |
| （4） 事業計画書 | ・・・ p5-31 |
| （5） 土砂埋立区域内土地使用同意書 | ・・・ p5-34 |
| （6） 土砂埋立区域内施工同意書 | ・・・ p5-36 |
| （7） 誓約書 | ・・・ p5-38 |
| （8） 土砂埋立行為許可申請書の作成等要領 | ・・・ p5-41 |
| （9） 各種図面の具体的作成様式 | ・・・ p5-44 |
| 3. 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出手続 | ・・・ p5-46 |
| 4. 土砂埋立行為変更許可申請手続 | ・・・ p5-49 |
| 5. 土砂埋立行為の軽微な変更届出手続 | ・・・ p5-52 |
| 6. 土砂埋立行為の着手届出手続 | ・・・ p5-56 |
| 7. 土砂埋立行為の定期的な状況報告手続 | ・・・ p5-59 |
| 8. 土砂埋立行為の完了（廃止）届出手続 | ・・・ p5-63 |
| 9. 土砂埋立行為の承継届出手続 | ・・・ p5-67 |

10. 土砂埋立行為讓受許可申請手續

• • • p5-70

◎ 土砂埋立行為を行う方への留意事項

1 事業計画時

- ① 土砂埋立区域の面積については、土砂を搬入するための進入路や施工管理に必要な現場管理事務所の敷地等、当該土砂埋立行為を行うために必要な施設の敷地面積を含むことに留意してください。
- ② 土砂埋立行為を計画している土地内の埋蔵文化財の有無については、事前に当該土地の区域を管轄する市町教育委員会に確認してください。
※ 埋蔵文化財がある場合は、その調査終了後の申請となります。
- ③ 土砂埋立行為を計画している土地内に、里道（赤線）や水路（青線）がある場合には、それが機能しているかどうか、これらを埋立てるために必要な手続はどのようにするのかについて、当該土地の区域を管轄する市町及び県建設事務所に確認してください。
- ④ 土砂埋立行為を計画している土地内に農地がある場合には、農地法に基づく農地転用の手続が必要になるため、事前に当該土地の区域を管轄する県農林水産事務所及び市町農業委員会（広島市においては各区農業委員会）に相談してください。
- ⑤ 現場管理事務所（仮設対応可）の設置については、計画施設が建築確認を要する規模や条件に該当するかどうか、設置を予定している土地の区域の建築確認を所掌する機関に確認してください。
- ⑥ 1,000平方メートル以上の土砂の一時たい積場（ストックヤード）は、大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設に該当し、設置に当たっては知事への届出が必要です。
- ⑦ 広島市、大崎上島町では、それぞれ独自の土砂の処理に関する条例が定められているので、これらの市町の区域で土砂埋立行為を計画する場合は、県条例に該当しない規模の行為であっても、市町条例への該当の有無を各市町の担当部局に確認してください。
- ⑧ その他、規則第16条第1項各号に掲げる法令の許認可等、関係する許認可について十分確認してください。

2 事業実施

- ① 土砂埋立区域の面積が、計画の変更により2,000平方メートル以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となるため、2,000平方メートル以上になることが明らかになった時点で農林水産局森林保全課又は県農林水産事務所に協議してください。
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で廃棄物に規定される汚泥や「土壌汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、一般の土砂処分場等への処分や盛土の材料としての利用はできないため、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。
- ③ 通常の管理行為として行う土砂埋立行為、盛土の高さ（盛土前の最低点と盛土後の最高点）が1m未満の土砂埋立行為、建築工事における埋戻し等は、この条例による許可の対象外です。
※ 地形等により様々なケースがあると思われるので、農林水産局森林保全課又は県農林水産事務所に確認してください。
- ④ 土砂埋立行為の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限が切れた後では認められないので、変更許可が必要な場合には、期限が切れる前に余裕を持って手続を開始してください。

1. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序

<土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）>

●許可の申請に必要な書類・図面一覧表

(条例第17条第1項関係)

| 番号 | 書類等の名称 | 備考 |
|----|---|----|
| 1 | 土砂埋立行為許可申請書（規則様式第6号） | |
| | 土砂埋立行為申請地番一覧表 | ※ |
| 2 | 事業計画書 <住民票関係> | |
| | ・申請者の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し） | |
| | ・発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し | ※ |
| | ・申請者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合） | ※ |
| | ・（申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し） | ※ |
| | <資金関係> ・土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面 | |
| | 土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面 | |
| 3 | 誓約書（申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面） | |
| 4 | 土砂埋立区域内の土地所有者の同意書 ①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付 | ※ |
| 5 | 土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 | ※ |
| 6 | 法令等の許可等の状況に関する書面 | ※ |
| 7 | 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書 | |
| 8 | 土砂埋立区域の土地の公図の写し | |
| 9 | 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面 | |
| 10 | 土砂埋立区域の求積表 | |
| 11 | 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面 | |
| 12 | 沈砂池の容量を算定した書面 | |
| 13 | 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面（調整池を設置する場合） | ※ |
| 14 | 擁壁の応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面 | ※ |

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 1 5 | 位置図及び周辺の見取図 | |
| 1 6 | 土砂埋立区域の現況地番図 | |
| 1 7 | 土砂埋立区域の測量図 | |
| 1 8 | 土砂埋立区域の求積図（面積計算図） | |
| 1 9 | 土砂埋立行為の完了時の平面図 | |
| 2 0 | 土砂埋立行為の完了時の断面図 | |
| 2 1 | 排水施設の平面図 | |
| 2 2 | 土砂埋立区域の流域現況図 | |
| 2 3 | 排水施設の構造図 | |
| 2 4 | 擁壁の構造図 | ※ |
| 2 5 | 土砂埋立行為の防災計画平面図 | ※ |
| 2 6 | 土砂の崩落等を防止する施設の構造図 | |
| 2 7 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | ※ |

注) 「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。

様式第6号(第18条関係)

(表面)

土砂埋立行為許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住所

氏名

(法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名)

印

広島県土砂の適正処理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|--------------------------------------|-------|----------------|
| 土砂埋立区域 | 所在 | |
| | 地目 | (公簿) : (現況) |
| | 面積 | m ² |
| 土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地 | | (電話番号) |
| 現場管理責任者の氏名 | | |
| 土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画 | | |
| 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画 | | |
| 土砂埋立行為の完了時 | 土砂の数量 | m ³ |
| | 土地の形状 | |
| 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置 | | |
| 土砂埋立行為を行う期間 | | |

(裏面)

| 土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許可等の処分の状況 | 法令等の名称 | 申請(届出)年月日 | 許認可等の状況 |
|--|------------------|-----------|---------|
| | | | |
| 申請者が未成年者の場合 | 法定代理人の氏名又は名称 | | |
| | 法定代理人の住所又は所在地 | | |
| その他参考となる事項 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 (内線) 担当者 | | |

注 1 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為の終了後に排水施設等を管理する者の氏名、土砂埋立行為に用いる土砂の性状(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄の区分によるものとする。)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(別紙)

土砂埋立行為申請地番一覧表

<所在： >

| 所 在 | | | 地 目 | 現 況 | 面 積 (㎡) | 土 地 所 有 者 | | 妨 げ と な る 権 利 を 有 す る 者 | |
|-----|----|-----|-----|-----|------------|-----------|------------------|-------------------------|------------------|
| 大 字 | 字 | 地 番 | | | | 住 所 ・ 氏 名 | 同 意 状 況 (有 無) | 住 所 ・ 氏 名 | 同 意 状 況 (有 無) |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | ○字 | ○筆 | | | | ○名 | | ○名 | |

事業計画書

1 土砂埋立行為の目的（事業又は施設の名称等）

2 住民票の添付者一覧表

| 氏名 | 住所 | 添付する根拠条項 |
|----|----|----------|
| | | |
| | | |
| | | |

3 条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する対象者

| 氏名 | 住所 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |

※ 別紙「誓約書」に署名押印し添付すること。

4 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的実現のため必要最小限の面積であることを証する根拠等

5 当該土地の権利の種類及び当該土地を使用する権利の取得状況

| 土砂埋立区域の所在場所 | 同意者等の権利の種類 | 同意者等の氏名 | 取得等年月日 |
|-------------|------------|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6 土砂埋立行為に要する資金の額及び調達方法

※ 森林法第 10 条の 2 第 1 項（開発許可申請）、森林法第 34 条第 2 項（土地の形質の変更等の許可）と同時申請の場合は省略可。

(1) 資金の額及び調達方法

| 資金の額 | 調 達 方 法 | | |
|------|---------|-----|---------------|
| | 種 類 | 金 額 | 備 考 |
| | 補 助 金 | | 補助金交付決定等年月日記載 |
| | 自 己 資 金 | | 残高証明添付 |
| | 銀 行 融 資 | | 融資証明添付 |

(2) 当該土砂埋立行為に要する経費の内訳

| 項 目 | | 員数 | 単価 | 金 額 | 備 考 |
|-----------------------|---------|----|----|-----|-----|
| 事業費区分 | 工 種 内 容 | | | | |
| 用 地 費 | — | | | | |
| 防災施設工事費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 土木工事費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 緑化工事費 | | | | | |
| | | | | | |
| ・ ・ ・ ・ ・ | | | | | |
| 計 | — | — | — | | |

7 土砂埋立行為の施行の工程

(1) 工事の工程

| 工 種 \ 工 程 | | 着 工 | | | |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--|
| | | 30 日 目 | 60 日 目 | 90 日 目 | |
| 伐 開 | | | | | |
| 防 災 工 | 土留柵 | | | | |
| | 沈砂池 | | | | |
| | 暗 渠 | | | | |
| 土 工 | 切 土 | | | | |
| | 盛 土 | | | | |
| ・ ・ ・ | | | | | |

(2) 災害の発生防止のための施工方法（工種ごと）

1) 土工（掘削，床掘，埋戻，盛土等）

2) 擁壁工

3) 排水工

①工事中

②工事後

4) 法面（法面保護）工

(3) 緊急時の連絡体制

別紙1のとおり

(4) 工事施工者（請負者）の住所、氏名及び連絡先

| | | |
|----------------|-----|--------|
| 法人名称等 (担当者) | 住 所 | 連 絡 先 |
| (担当者：) | | TEL() |

(5) 使用機械等計画

| 工 種 | 機 械 名 | 形 式 | 台 数 | 備 考 |
|-----|---------|------------------|-----|-----|
| 土工事 | バックホウ | 〇〇m ³ | 〇台 | |
| 〃 | ダンプトラック | 〇〇 t | 〇台 | |
| | | | | |
| | | | | |

8 施設の種類、規模、構造

別紙2のとおり

9 土量総括表

(単位：m³)

| 区 分 | 発 生 土 | | | 流 用 土 | | | 残土 不足土 | 備 考 |
|-----|-------|----|---|-------|----|---|-----------|-----|
| | 切取 | 床掘 | 計 | 盛土 | 埋戻 | 計 | | |
| 土 工 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

1 0 期別事業実施計画

1 1 森林を一時的に利用する場合の森林原状回復等措置

1 2 関係者への周知方法

※ 該当する記号に○をすること。ただし、エに○をした場合はその周知方法を具体的に記載すること。）

ア 日時及び場所をあらかじめ指定して説明会を開催する。

イ 戸別訪問による説明を行う。

ウ 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板等公衆の見えやすい場所への掲示又は回覧

エ その他土砂埋立行為の概要を周知するための適切な方法

()

1 3 排水施設流量計算表

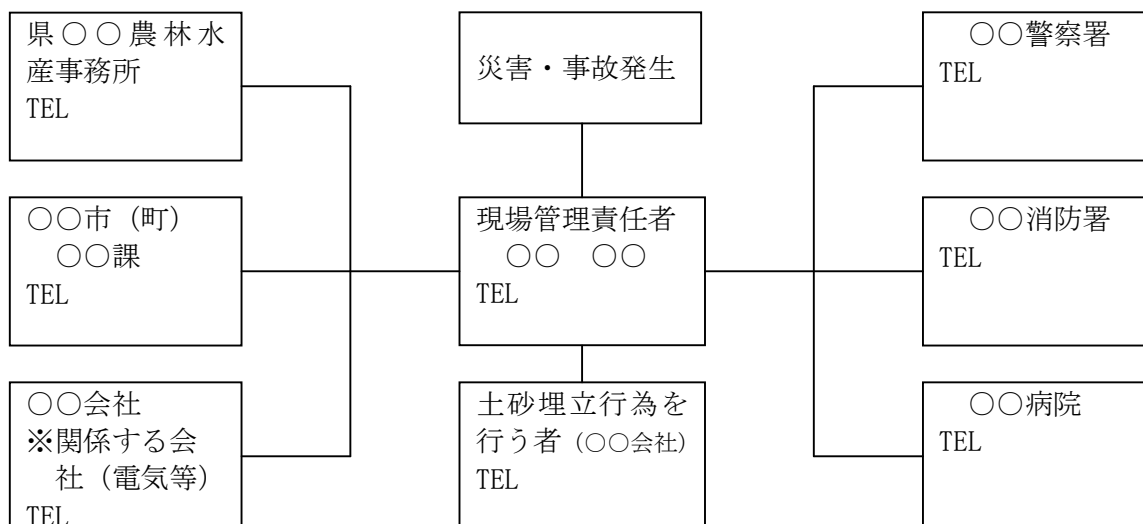
別表 1 のとおり

1 4 流出土砂貯留施設計画計算表

別表 2 のとおり

(別紙1)

<緊急連絡体制>



(別紙2)

<施設の種類, 規模, 構造>

| 工 種 | 内 容 | 規 模 | 構 造 | 備 考 |
|-----------------------|-----|--------|--------|-----|
| 防 災 工 | 土留柵 | 直径, 高さ | 松杭 | |
| | 沈砂池 | 〇〇×〇〇 | 土堰堤 | |
| | 暗 渠 | 〇〇mm | ポリエチレン | |
| 土 工 | | | | |
| | | | | |
| 排 水 工 | | | | |
| ・ ・ ・ ・ ・ | | | | |

（表面）

土砂埋立区域内土地使用同意書

土砂埋立行為許可申請者（ ）の施工に係る土砂埋立行為については異議がないので、裏面の留意事項も了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

| 土地の所在及び地番 | 地目(登記簿) | 地積(登記簿) | 摘要 |
|-----------|---------|---------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

また、同意の前提として、上記の土砂埋立行為許可申請者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂埋立区域の所在及び面積
- 3 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画及び位置
- 4 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画
- 5 土砂埋立行為の完了時又は最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置
- 7 土砂埋立行為を行う期間
- 8 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 9 現場管理責任者の氏名
- 10 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者の氏名)



- 注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏面)

同意に当たっての留意事項

土砂埋立行為に同意をした土地所有者には、当該土砂埋立行為による災害の発生を防止するため、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号。以下「条例」という。）により、次の1に掲げる義務が課せられるとともに、緊急時には知事が次の2の指導を行うことがありますので、あらかじめ留意してください。

1 同意をした土地所有者の義務（条例第40条）

(1) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、当該土砂埋立行為が行われている間、その施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか、及び当該土砂埋立区域において土砂の崩落等の発生又はこれらのおそれがないかどうかを自ら確認し、施工の状況を把握するよう努めていただかなければなりません。

ただし、遠隔地に居住しているなど、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の人に確認してもらうことなどにより、施工状況の把握に努めることも可能です。

(2) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により、土砂の崩落等が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、その旨を県その他の関係機関に通報しなければなりません。

2 土砂埋立行為に係る土地所有者等に対する指導（条例第41条）

知事は、土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂の埋立行為を行う者のほか、当該土砂埋立行為に同意をした土地所有者等に対して、必要な指導を行うことがあります。

土砂埋立区域内施工同意書

私が摘要欄に記載の権利を有する次の土地における土砂埋立行為許可申請者（ ）の施工に係る土砂埋立行為については異議がないので、その施工について同意します。

| 土地の所在及び地番 | 地目（登記簿） | 地積（登記簿） | 摘要 |
|-----------|---------|---------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

また、同意の前提として、上記の土砂埋立行為許可申請者から、 年 月 日に事業の説明を受け、その内容を確認しました。

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

権利者 住所（所在地）

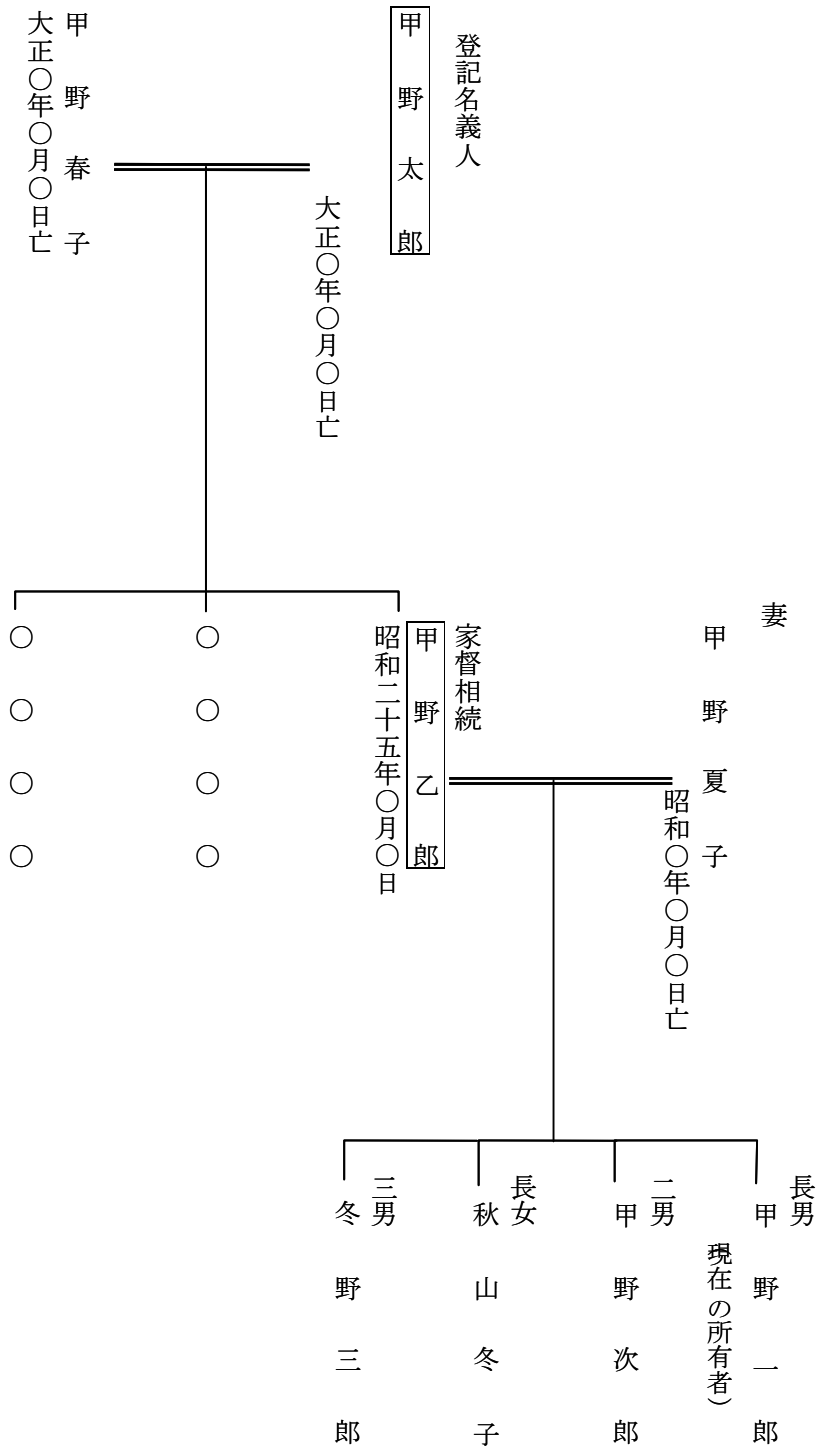
氏名（名称及び代表者の氏名）



- 注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

権利関係説明図

所在場所：()



(別紙)

誓 約 書

私は、広島県土砂の適正処理に関する条例第19条第1項第1号イから又次に該当しない者であることを誓います。

誓約者

年 月 日

住 所

氏 名



- イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者（精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による必要な措置を講じない者
- ホ 第三十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土砂埋立行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ト 土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 又 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1 ※「精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」については、以下の二点のいずれかであること。

○成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと

○契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を医師が診断した場合

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

排水施設流量計算表（記載例）

| 水路番号 | 雨 水 流 出 量 | | | | | | | | | | 排 水 施 設 流 量 | | | | | | | 備 考 (Q ₂ /Q ₁) | | |
|------|------------|------------|------------|---------|---------|------------|-----------|-------------|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------------------|-------------------------|---------------|------------------|------------------|---------------|--|------------------------------|--|
| | 集水面積 A | 追加面積 A | 集水区域の利用面積 | | | | 流出係数 f | 雨量強度 r | 雨 水 流出量 Q ₁ | Q ₁ × 安全率 Q | 種類 | 構造 | 流水 断面積 A' | 粗度 係数 n | (水路勾 配 I) | (径深 R) | 平均 流速 V | | 流下能力 流量 Q ₂ | |
| | | | 林地 | 草地 | 耕地 | 裸地 | | | | | | | | | I ^{1/2} | R ^{2/3} | | | | |
| 1 | ha 1.70 | ha 1.70 | ha 0.56 | ha — | ha — | ha 1.14 | 0.83 | mm/h 120 | m ³ /sec 0.473 | m ³ /sec 0.567 | ヒューム管 | φ 600 | m ² 0.275 | 0.013 | (%) 0.1000 | (0.175) 0.313 | m/sec 2.41 | m ³ /sec 0.662 | 安全率 1.40 | |
| 2 | 0.51 | 0.51 | 0.46 | — | — | 0.05 | 0.72 | 120 | 0.122 | 0.147 | 三面張りコ ンクリート | 巾 300 mm 高 300 mm | 0.090 | 0.015 | (4%) 0.2000 | (0.100) 0.215 | 2.87 | 0.259 | 安全率 2.11 | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

5 - 18

- 注) 1 水路番号は、排水施設平面図等の施設番号と一致させること。
 2 集水面積は、土砂埋立区域の流域現況図等の集水面積と一致させること。
 3 適用式は次によること。

(1) 計画雨水流量(合理式) $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$

※ f 及び r は「技術指針」参照すること。

※ 安全性を考慮して $Q = Q_1 \times \text{安全率}$ (1.2 倍)

(2) 排水施設流量

ア 平均流速 (マンニング公式) $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$Q_2 = A' \cdot V$

イ 流下能力流量

$R = A' / P$ (A' 及び P の計算過程を明らかにすること。)

P = 潤辺

(3) $Q_2 > Q$ となる必要がある。

(4) f ・ A' ・ P 及び R の計算

ア 1号水路 (流量最大のとき)

$f = (0.56 \times 0.7 + 1.14 \times 0.9) / 1.70 = 0.83$

$A' = 0.7642 D^2 = 0.7642 \times 0.36 = 0.275$

$R = 0.2922 D = 0.2922 \times 0.60 = 0.175$

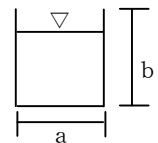
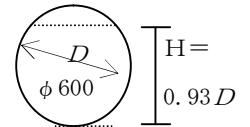
※ A'R は理工図書(株)出版の「Manning 流速公式の数表と水路の水利計算法」の式より算出した。

※ (1)の安全率が確保される場合は満水時の計算で可とする。

イ 2号水路

$A' = a \times b$ $P = a + 2b$ $R = A' / P$

※ 満流で計算し、安全率が 1.2 以上あればよい。



流出土砂貯留施設計画計算表

(工事期間 6ヶ月)

| 貯砂施設記号 | 区分 | 集水区域の状況 | | | | 流出土砂量 | | | | | | | | | | 貯砂施設 | | | 安全率 | 備考 |
|--------|-----|------------|-----------|-----------|--------------------------|-------------|-----------------------|-------------------|-----|----------------|------------------------|-----------|---------------------|-----------------------|---------------|--------------------------------------|------------------------------|----------|--------------------------------|----|
| | | 集水面積 | 利用区分 | | | 裸地 | | 草地 | | 林地 | | 計 | 種類 | 構造 | 貯砂量 | | | | | |
| | | | 裸地 | 草地 | 林地 | 流出土砂量 期間 | 土砂量 | 流出土砂量 期間 | 土砂量 | 流出土砂量 期間 | 土砂量 | | | | | | | | | |
| | 工事中 | ha 13.0 | ha 5.0 | ha 8.0 | m ³ /年 300 | 年 6/12 | m ³ 750 | m ³ /年 | 年 | m ³ | m ³ /年 1 | 年 6/12 | m ³ 4 | m ³ 754 | 素掘沈砂池 編工 | 20×15×30 V=900 200×10 V=200 | m ³ 900 200 | 倍 1.4 | | |
| | 工事後 | | | 5.0 | 8.0 | | | 15 | 3 | 225 | 1 | 3 | 24 | 249 | コンクリート 沈砂池 | 7×3×1.5 V=31.5 | 283 | 1.1 | 4ヶ月に 1回排除 31.5×9 =283 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 関係図面には、上表と対比できるように施設の位置、記号(番号)工種記号、施設の種類、構造(H,L,V)、貯砂量、集水区界、集水区域面積、流出土砂量等を図示するものとする。

◆流出土砂量の計算期間について

- 工事中にあつては、当該工事の工程表を基準として、施行途上における各種のトラブルによる遅延を考慮して最低4ヶ月とする。
- 工事施行後においては、のり面保護工及び造成地盤の安定期間などを考慮して一般に3年を見込むものとする。
- 特に、人家、公共施設等に近接して安全度を高める必要のある箇所については、5年とすること。

【流出土砂量】

裸地(工事中) 200~400 m³/ha/年

草地 15

林地 1

◎ 土砂埋立行為許可申請書作成要領（様式第6号）

☆ 提出部数は正本1部、副本3部（又は2部）とし、副本については写しで構わない。

申請書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

土砂埋立行為を行おうとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

土砂埋立区域（土砂をたい積する区域及び土砂埋立行為を行うために必要な進入路、排水施設、現場管理事務所等の敷地を含む。）内に複数の土地（地番）がある場合は、「代表地番外〇〇筆」と記載し、申請書に別紙「土砂埋立行為申請地番一覧表」を添付すること。

(4) 「土砂埋立区域の地目」

登記簿の地目と現況による地目を記載すること。

(5) 「土砂埋立区域の面積」

単位は平方メートルとし、小数点以下は切り捨てて記載すること。

(6) 「土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地」

土砂埋立行為の施工を現地で管理する現場管理責任者が常駐するための現場管理事務所の所在場所を記載し、添付図面に図示すること。また、現場管理事務所と直接連絡できる電話番号を記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名」

現地に常駐して土砂埋立行為の施工を管理する者の氏名を記載すること。この場合、現場管理責任者は、原則として他の土砂埋立行為箇所と兼務できないことに注意すること。

(8) 「土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画」

申請に係る土砂埋立行為を行うために必要な施設として事業者が設置する進入路、現場管理事務所等の施設について、「進入路：延長〇〇m、幅員〇〇m、現場管理事務所：プレハブ平屋、建築面積〇〇平方メートル」のように記載すること。

(9) 「排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画」

当該土砂埋立行為の実施による土砂の崩落等の災害の発生を防止するために事業者が設置する、擁壁、排水施設等の計画の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の8」に記載すること。

(10) 「土砂埋立行為の完了時」

① 土砂の数量

土砂の搬入開始から土砂埋立行為の完了時の土地の形状に至るまでに、土砂埋立区域内に搬入される土砂の総量の計画数量を記載すること。

② 土地の形状

添付する土砂埋立行為完了時の平面図・断面図から読み取れる完了時の土地の形状の概要を、「平坦部の面積＝〇〇m²、のり面部の面積＝〇〇m²、盛土高：最大□□m」等と記載すること。

(11) 「土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置」

土留柵や沈砂池等の土砂埋立行為中に設ける仮設の防災施設の計画の他、関係者以外の者が場内に進入するのを防止するためのゲートを設置する場合は、その配置や構造、事故防止のための誘導員の配置計画など、申請者が土砂埋立行為を行っている間、災害の発生を防止するために計画している方法の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の7及び8」に記載すること。

(12) 「土砂埋立行為を行う期間」

「許可の日から〇ヶ年」と記載すること。

なお、土砂埋立区域の土地が自己の所有でない場合は、当該土地に係る賃貸借契約書等の契約期間などによって、使用権限が明らかとなっている期間の範囲内とすること。

(13) 「土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許可等の処分の状況」

この条例以外に土砂埋立行為を行うために必要な法令等による手続を、漏れなく記載すること。また、法令等の名称は、略称ではなく正式な法令名によるものとし、該当する条項まで記載すること。

「許認可等の状況」は、「〇〇年〇月〇日許可」や「△△で審査中」といった許認可処分の進捗状況について簡潔に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「住民票、法人の定款又は寄附行為・登記事項証明書」(事業計画書の2関係)

申請する日の前3月以内に発行されたもの(住民票：全部証明)に限る。

(2) 「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面」

別紙「誓約書」により、申請者がイからヌの要件に該当しない者であることを誓約すること。(事業計画書の3関係)

(3) 「土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し」

申請する日の前3月以内に発行されたもの(登記事項証明書：全部証明)に限る。また、公図の写しには、土砂埋立区域を明示し、土砂埋立区域及び隣接地の地番・地目の他、謄写した法務局名、作成年月日、作成者の氏名を記載すること。

(4) 「土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面」

土砂埋立行為の完了時の土地の形状をもとに、土量変化率も考慮して搬入する土砂の量を積算すること。

(5) 「擁壁の構造計算書」、「排水施設の断面算定を記載した計算書」等の土砂の崩落等の発生を防止するための施設に関する各種計算書や算定の根拠を記載した書面

別途定める「広島県土砂の適正処理に関する条例技術的指導指針」に基づいて作成すること。

(6) 「土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面」(事業計画書の7関係)

次のことを明記すること。

- ① 土砂埋立行為の現場管理責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表
- ② 使用する機械や資材を記載した書類
- ③ 搬入路、地盤改良、排水施設、たい積の方法、災害の発生防止のための措置等、工事種別ごとに施工方法を記載した書類(必要に応じ図面等を添付する。)
- ④ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表
- ⑤ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約書等の書類の写しを添付

(7) 「土砂埋立区域の求積表」

実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

(8) 「土砂埋立行為に係る行政庁の許可等の状況に関する書面」

申請に係る土砂埋立行為を行うに当たり、他の法令等の許可等も受ける必要があるものについて、本条例の許可申請の際、既に行政庁による許可等の処分がなされている場合は、その許可書等の写しを、本条例による許可申請の際、許可等の処分がなされていないものについては、当該他法令等の許可申請書等の写し（提出先の収受印が押印されているもの）を添付すること。

(9) 「土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面」（事業計画書の6関係）

用地費、防災施設工事費、土木工事費等の項目別に算出した金額の合計による「事業に要する経費」に対して、その経費に相当する資金の調達方法を、自己資金、銀行融資、土砂処分料等の別に調達金額を整理して記載すること。また、その根拠資料を添付すること。

(10) 「位置図及び周辺の見取図」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、土砂埋立区域の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(11) 「土砂埋立行為の完了時の平面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は 500 分の 1 程度とし、方位、県界・市町界・字界、土砂埋立区域を記入すること。
- ② 断面図を作成した箇所に、断面図と照合できるように記号を付すこと。

(12) 「土砂埋立行為の完了時の断面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は、500 分の 1 程度とし、完成時の高さ及びのり面の勾配、土砂埋立行為を行う前の地盤面を記入すること。
- ② 標準断面図を添付すること。

(13) 「排水施設の平面図」

縮尺 500 分の 1 程度とし、排水施設の位置、規模、勾配及び流水方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示すること。

(14) 「排水施設の構造図」、「擁壁の構造図」及び「土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図」

縮尺 50 分の 1 程度で作成し、施設の種類及び各部の寸法を明示すること。また、擁壁においては背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること。

(15) 「土砂埋立区域の測量図（現況平面図）」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、方位、県界・市町界・字界並びに土地の形状（等高線）、土砂埋立区域を明示すること。

(16) 「土砂埋立区域の求積図」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、土砂埋立区域の全体の実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

(17) 「土砂埋立区域の現況地番図」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、現況平面図上に字界、地番界、地番、地目、土砂埋立区域を明示すること。

注) 添付図面のうち、数種類の図面の内容を 1 枚の図面上に表示できる場合は、兼用図面と

しても構わない。その場合、図面の表題で、どの図面を兼ねているものかを表示にすること。

各種図面の具体的作成様式

●各種図面の具体的作成様式については、次によること。

ア 図面には、①縮尺、②方位、③凡例、④図面の名称を必ず記載すること。

イ 1枚の図面に2種類以上の項目が表現でき、十分判読できる場合には、図面番号、図面の名称を列記するとともに凡例等で区分すればよいものとする。

| 番号 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 備考 |
|----|-------------------|--|---|
| 1 | 位置図及び周辺見取図 | <p><位置図></p> <p>①土砂埋立区域の位置を図示すること。</p> <p><周辺見取図></p> <p>②土砂埋立区域を図示すること。</p> | <p>○位置図については、縮尺25,000分の1程度の地形図を使用すること。</p> <p>○周辺見取図については、周辺の状況が把握できる縮尺の図面を使用すること。</p> |
| 2 | 土砂埋立区域の現況地番図 | <p>①市町界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥地目、⑦土砂埋立区域</p> | <p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○土砂埋立区域の隣接地についても地番、地目を明示すること。</p> <p>○里道（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p> |
| 3 | 土砂埋立区域の測量図（現況平面図） | <p>①市町界、②大字界、③字界、④土地の形状（等高線）⑤土砂埋立区域の境界線及び測点</p> | <p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○土砂埋立区域の隣接地の現況を表示すること。</p> <p>○里道（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p> |
| 4 | 土砂埋立区域の求積図 | <p>①土砂埋立区域、②測点等表示</p> | <p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○実測とすること。（単位：m²）</p> |
| 5 | 土砂埋立区域の完了時の平面図 | <p>①市町界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥土砂埋立区域、⑦のり面（切盛土の区分）の位置、⑧排水施設の位置、⑨擁壁等の施設の位置、⑩縦横断面測点及び測線、</p> | <p>○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。</p> <p>○工種別（のり面、排水施設等）に色別すること。</p> <p>○里道（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p> <p>○建築物を設置する場合は、その配置を図示すること。（判読しにくい場合は別図を添付）</p> |

| 番号 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 備考 |
|----|-------------------------------|---|--|
| 6 | 土砂埋立行為の完了時の断面図 【6-1：縦断面図】 | ①測点, ②区間距離, ③追加距離, ④地盤高, ⑤計画高, ⑥切土高, ⑦盛土高, ⑧勾配, ⑨土砂埋立区域区間 | ○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 ○不要な場合は, 省略できる。 |
| | 土砂埋立行為の完了時の断面図 【6-2：横断面図】 | ①測点, ②切土又は盛土高, ③現地盤線, ④計画地盤線及び勾配, ⑤擁壁及びのり面保護施設, ⑥土砂埋立区域 | ○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 |
| | 土砂埋立行為の完了時の断面図 【6-3：標準断面図】 | ①現地盤線, ②のり面(切盛土)勾配, ③小段の位置, 幅及び間隔, ④排水施設の位置, ⑤擁壁及びのり面保護施設 | ○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 |
| 7 | 排水施設の平面図 | ①排水施設の位置, 記号又は番号, 種類, 形状, 規模, 勾配, 流水方向, 吐口の位置及び放流先の名称 ②排水施設流量検討位置 ③土砂埋立区域, ④周辺の排水施設の配置状況(規模等) | ○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 ○排水施設流量計算表と対照できるように表示すること。 ○必要に応じて「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。 |
| 8 | 土砂埋立区域の流域現況図 | ①集水区域界(区域ごと色別) ②集水区域の番号及び面積 ③土砂埋立区域, ④河川の名称 ⑤流下能力の検討位置 | ○縮尺は2000分の1程度の現況地形図を使用すること。 ○排水施設流量計算表と対照できるように表示すること。 |
| 9 | 排水施設の構造図 | ①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法 | ○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○必要に応じて正面, 平面, 側面, 断面等を示す図面とすること。 |
| 10 | 擁壁の構造図 | ①擁壁の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法 | ○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○正面, 平面, 側面, 断面及び配筋等を示す図面とすること。 |
| 11 | 土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図 | ①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法 | ○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 |
| 12 | 土砂埋立行為の防災計画平面図 | ①集水区域界(区域ごと色別) ②集水区域の番号及び面積 ③土砂流出防止施設の位置, 種類, 規模等 ④土砂埋立区域 | ○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。 ○流出土砂貯留施設計画計算表と対照できるように表示すること。 |

2. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序

<土砂埋立行為（一時たい積行為）>

●許可の申請に必要な書類・図面一覧表

(条例第17条第2項関係)

| 番号 | 書類等の名称 | 備考 |
|----|---|----|
| 1 | 土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書（規則様式第7号） | |
| | 土砂埋立行為申請地番一覧表 | ※ |
| 2 | 事業計画書 <住民票関係> | |
| | ・申請者住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し） | |
| | ・発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し | ※ |
| | ・申請者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合） | ※ |
| | ・（申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し） | ※ |
| 3 | 誓約書（申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面） | |
| 4 | 土砂埋立区域内の土地所有者の同意書 | |
| | ①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付 | ※ |
| 5 | 土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 | ※ |
| 6 | 法令等の許可等の状況に関する書面 | ※ |
| 7 | 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書 | |
| 8 | 土砂埋立区域の土地の公図の写し | |
| 9 | 土砂埋立行為の最大たい積時の土砂の数量を計算した書面 | |
| 10 | 土砂埋立区域の求積表 | |
| 11 | 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面 | ※ |
| 12 | 沈砂池の容量を算定した書面 | ※ |
| 13 | 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面（調整池を設置する場合） | ※ |
| 14 | 擁壁の応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面 | ※ |
| 15 | 位置図及び周辺の見取図 | |
| 16 | 土砂埋立区域の求積図（面積計算図） | |

| | | |
|----|--------------------|---|
| 17 | 土砂埋立行為の最大たい積時の平面図 | |
| 18 | 土砂埋立行為の最大たい積時の断面図 | |
| 19 | 排水施設の平面図 | ※ |
| 20 | 排水施設の構造図 | ※ |
| 21 | 擁壁の構造図 | ※ |
| 22 | 土砂埋立行為の防災計画平面図 | ※ |
| 23 | 土砂の崩落等を防止する施設の構造図 | ※ |
| 24 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | ※ |

注)「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。

（表面）

土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 〕

㊞

広島県土砂の適正処理に関する条例第17条第2項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為（一時たい積行為）の許可を申請します。

| | | |
|--|-------|----------------|
| 土砂埋立区域 | 所 在 | |
| | 地 目 | (公簿) : (現況) |
| | 面 積 | m ² |
| 土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地 | | (電話番号) |
| 現場管理責任者の氏名 | | |
| 土砂埋立行為の用に供する施設 の設置計画 | | |
| 排水施設その他の土砂の崩落等 の発生を防止するための施設の 計画 | | |
| 土砂埋立行為の 最大たい積時 | 土砂の数量 | m ³ |
| | 土地の形状 | |
| 年間の土砂埋立行為に使用される土砂の搬入及び搬出 予定量 | 搬入予定量 | m ³ |
| | 搬出予定量 | m ³ |
| 土砂埋立行為を行っている間における土砂崩落等の発生を防止するための措置 | | |
| 土砂埋立行為を行う期間 | | |

(裏面)

| | 法令等の名称 | 申請(届出)年月日 | 許認可等の状況 |
|-------------|---|-----------|---------|
| | 土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許認可等の処分の状況 | | |
| 申請者が未成年者の場合 | 法定代理人の氏名又は名称 | | |
| | 法定代理人の住所又は所在地 | | |
| その他参考となる事項 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 (内線) 担当者 | | |

注 1 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為の終了後に排水施設等を管理する者の氏名、土砂埋立行為に用いる土砂の性状(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄の区分によるものとする。)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(別紙)

土砂埋立行為申請地番一覧表

<所在： >

| 所 在 | | | 地 目 | 現 況 | 面 積 (㎡) | 土 地 所 有 者 | | 妨 げ と な る 権 利 を 有 す る 者 | |
|-----|----|-----|-----|-----|------------|-----------|------------------|-------------------------|------------------|
| 大 字 | 字 | 地 番 | | | | 住 所 ・ 氏 名 | 同 意 状 況 (有 無) | 住 所 ・ 氏 名 | 同 意 状 況 (有 無) |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | ○字 | ○筆 | | | | ○名 | | ○名 | |

事業計画書

1 土砂埋立行為の目的（事業又は施設の名称等）

2 住民票の添付者一覧表

| 氏 名 | 住 所 | 添付する根拠条項 |
|-----|-----|----------|
| | | |
| | | |
| | | |

3 条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する対象者

| 氏 名 | 住 所 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

※ 別紙「誓約書」に署名押印し添付すること。

4 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的実現のため必要最小限の面積であることを証する根拠等

5 当該土地の権利の種類及び当該土地を使用する権利の取得状況

| 土砂埋立区域の所在場所 | 同意者等の 権利の種類 | 同意者等の 氏 名 | 取得等年月日 |
|-------------|----------------|--------------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6 施設の種類, 規模, 構造

※必要に応じて作成すること

別紙1のとおり

7 関係者への周知方法

※ 該当する記号に○をすること。ただし, エに○をした場合はその周知方法を具体的に記載すること。))

ア 日時及び場所をあらかじめ指定して説明会を開催する。

イ 戸別訪問による説明を行う。

ウ 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板等公衆の見えやすい場所への掲示又は回覧

エ その他土砂埋立行為の概要を周知するための適切な方法

()

8 排水施設流量計算表

※必要に応じて作成すること

別表1のとおり

9 流出土砂貯留施設計画計算表

※必要に応じて作成すること

別表2のとおり

(別紙1)

<施設の種類, 規模, 構造>

| 工 種 | 内 容 | 規 模 | 構 造 | 備 考 |
|-----------------------|-----|--------|--------|-----|
| 防 災 工 | 土留柵 | 直径, 高さ | 松杭 | |
| | 沈砂池 | 〇〇×〇〇 | 土堰堤 | |
| | 暗 渠 | 〇〇mm | ポリエチレン | |
| 土 工 | | | | |
| | | | | |
| 排 水 工 | | | | |
| ・ ・ ・ ・ ・ | | | | |

（表面）

土砂埋立区域内土地使用同意書

土砂埋立行為許可申請者（ ）の施工に係る土砂埋立行為については異議がないので、裏面の留意事項も了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

| 土地の所在及び地番 | 地目(登記簿) | 地積(登記簿) | 摘要 |
|-----------|---------|---------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

また、同意の前提として、上記の土砂埋立行為許可申請者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂埋立区域の所在及び面積
- 3 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画及び位置
- 4 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画
- 5 土砂埋立行為の完了時又は最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置
- 7 土砂埋立行為を行う期間
- 8 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 9 現場管理責任者の氏名
- 10 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者の氏名)

Ⓜ

- 注 1 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏面)

同意に当たっての留意事項

土砂埋立行為に同意をした土地所有者には、当該土砂埋立行為による災害の発生を防止するため、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号。以下「条例」という。）により、次の1に掲げる義務が課せられるとともに、緊急時には知事が次の2の指導を行うことがありますので、あらかじめ留意してください。

1 同意をした土地所有者の義務（条例第40条）

(1) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、当該土砂埋立行為が行われている間、その施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか、及び当該土砂埋立区域において土砂の崩落等の発生又はこれらのおそれがないかどうかを自ら確認し、施工の状況を把握するよう努めていただかなければなりません。

ただし、遠隔地に居住しているなど、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の人に確認してもらうことなどにより、施工状況の把握に努めることも可能です。

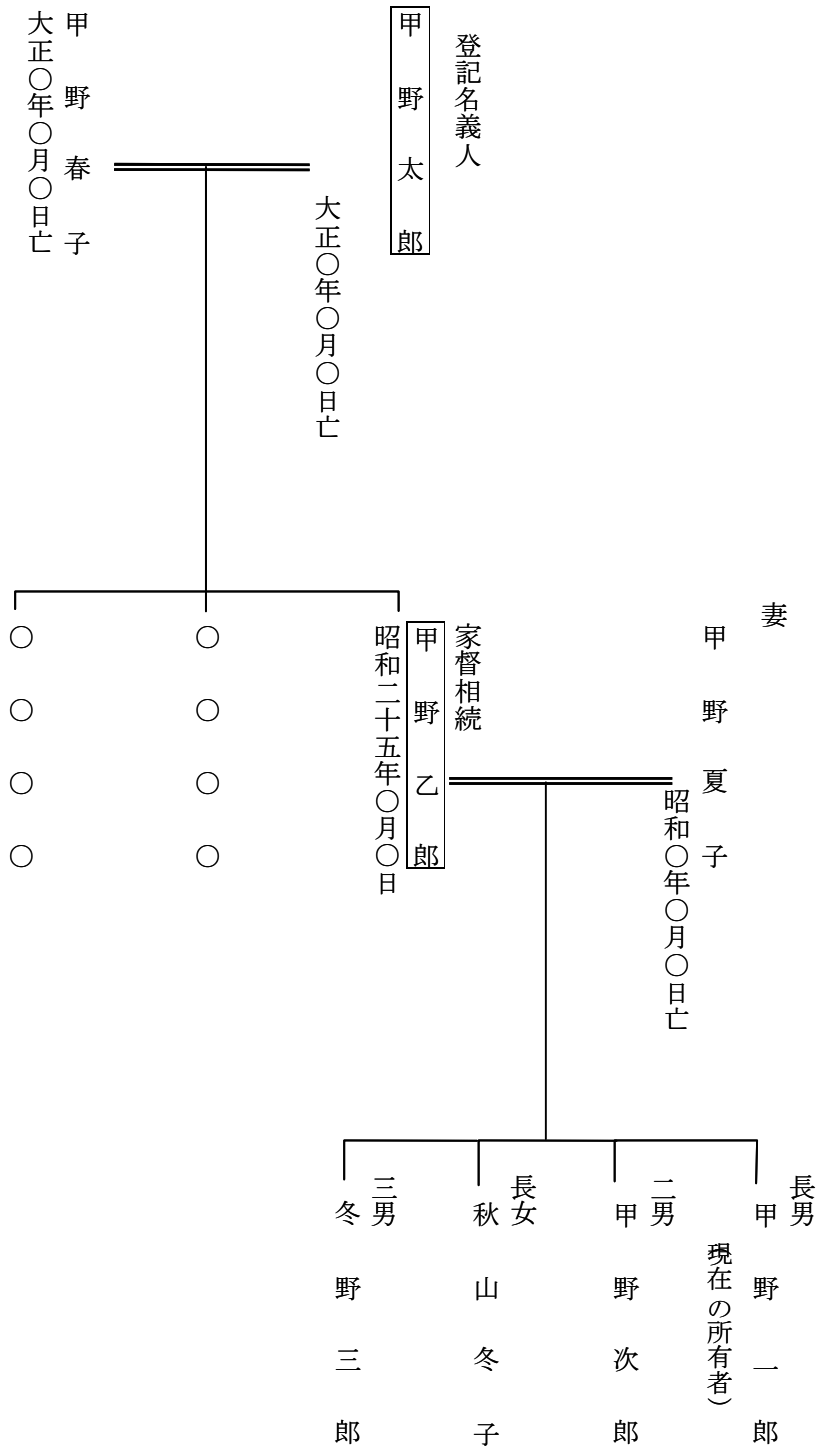
(2) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により、土砂の崩落等が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、その旨を県その他の関係機関に通報しなければなりません。

2 土砂埋立行為に係る土地所有者等に対する指導（条例第41条）

知事は、土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂の埋立行為を行う者のほか、当該土砂埋立行為に同意をした土地所有者等に対して、必要な指導を行うことがあります。

権利関係説明図

所在場所：()



(別紙)

誓 約 書

私は、広島県土砂の適正処理に関する条例第19条第1項第1号イから又にも該当しない者であることを誓います。

誓約者

年 月 日

住 所

氏 名



- イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者（精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による必要な措置を講じない者
- ホ 第三十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土砂埋立行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ト 土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1 ※「精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」については、以下の二点のいずれかであること。

○成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと

○契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を医師が診断した場合

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

排水施設流量計算表（記載例）

| 水路番号 | 雨 水 流 出 量 | | | | | | | | | | 排 水 施 設 流 量 | | | | | | | 備 考 (Q ₂ /Q ₁) | | |
|------|------------|------------|------------|---------|---------|------------|-----------|-------------|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------------------|-------------------------|---------------|------------------|------------------|---------------|--|------------------------------|--|
| | 集水面積 A | 追加面積 A | 集水区域の利用面積 | | | | 流出係数 f | 雨量強度 r | 雨 水 流出量 Q ₁ | Q ₁ × 安全率 Q | 種類 | 構造 | 流水 断面積 A' | 粗度 係数 n | (水路勾 配 I) | (径深 R) | 平均 流速 V | | 流下能力 流量 Q ₂ | |
| | | | 林地 | 草地 | 耕地 | 裸地 | | | | | | | | | I ^{1/2} | R ^{2/3} | | | | |
| 1 | ha 1.70 | ha 1.70 | ha 0.56 | ha — | ha — | ha 1.14 | 0.83 | mm/h 120 | m ³ /sec 0.473 | m ³ /sec 0.567 | ヒューム管 | φ 600 | m ² 0.275 | 0.013 | (%) 0.1000 | (0.175) 0.313 | m/sec 2.41 | m ³ /sec 0.662 | 安全率 1.40 | |
| 2 | 0.51 | 0.51 | 0.46 | — | — | 0.05 | 0.72 | 120 | 0.122 | 0.147 | 三面張りコ ンクリート | 巾 300 mm 高 300 mm | 0.090 | 0.015 | (4%) 0.2000 | (0.100) 0.215 | 2.87 | 0.259 | 安全率 2.11 | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

5 - 39

- 注) 1 水路番号は、排水施設平面図等の施設番号と一致させること。
 2 集水面積は、土砂埋立区域の流域現況図等の集水面積と一致させること。
 3 適用式は次によること。

(1) 計画雨水流量(合理式) $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$

※ f 及び r は「技術指針」参照すること。

※ 安全性を考慮して $Q = Q_1 \times \text{安全率}$ (1.2 倍)

(2) 排水施設流量

ア 平均流速 (マンニング公式) $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$Q_2 = A' \cdot V$

イ 流下能力流量

$R = A' / P$ (A' 及び P の計算過程を明らかにすること。)

P = 潤辺

(3) $Q_2 > Q$ となる必要がある。

(4) f ・ A' ・ P 及び R の計算

ア 1号水路 (流量最大のとき)

$f = (0.56 \times 0.7 + 1.14 \times 0.9) / 1.70 = 0.83$

$A' = 0.7642 D^2 = 0.7642 \times 0.36 = 0.275$

$R = 0.2922 D = 0.2922 \times 0.60 = 0.175$

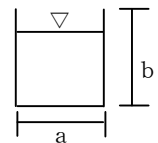
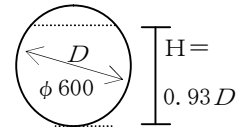
※ A'R は理工図書(株)出版の「Manning 流速公式の数表と水路の水利計算法」の式より算出した。

※ (1)の安全率が確保される場合は満水時の計算で可とする。

イ 2号水路

$A' = a \times b$ $P = a + 2b$ $R = A' / P$

※ 満流で計算し、安全率が 1.2 以上あればよい。



流出土砂貯留施設計画計算表

(工事期間 6ヶ月)

| 貯砂施設記号 | 区分 | 集水区域の状況 | | | | 流出土砂量 | | | | | | | | | | 貯砂施設 | | | 安全率 | 備考 |
|--------|-----|------------|-----------|-----------|--------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------|------------------------|-----------|---------------------|-----------------------|-----------------|--------------------------------------|------------------------------|-----------------------|--------------------------------|----|
| | | 集水面積 | 利用区分 | | | 裸地 | | 草地 | | 林地 | | 計 | 種類 | 構造 | 貯砂量 | | | | | |
| | | | 裸地 | 草地 | 林地 | 流出土砂量 m ³ /年 | 期間 | 土砂量 m ³ | 流出土砂量 m ³ /年 | 期間 | 土砂量 m ³ | | | | | 流出土砂量 m ³ /年 | 期間 | 土砂量 m ³ | | |
| | 工事中 | ha 13.0 | ha 5.0 | ha 8.0 | m ³ /年 300 | 年 6/12 | m ³ 750 | m ³ /年 | 年 | m ³ | m ³ /年 1 | 年 6/12 | m ³ 4 | m ³ 754 | 素掘 沈砂池 編工 | 20×15×30 V=900 200×10 V=200 | m ³ 900 200 | 倍 1.4 | | |
| | 工事後 | | | 5.0 | 8.0 | | | 15 | 3 | 225 | 1 | 3 | 24 | 249 | コンクリート 沈砂池 | 7×3×1.5 V=31.5 | 283 | 1.1 | 4ヶ月に 1回排除 31.5×9 =283 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 関係図面には、上表と対比できるように施設の位置、記号(番号)工種記号、施設の種類、構造(H,L,V)、貯砂量、集水区界、集水区域面積、流出土砂量等を図示するものとする。

◆流出土砂量の計算期間について

- 工事中にあつては、当該工事の工程表を基準として、施行途上における各種のトラブルによる遅延を考慮して最低4ヶ月とする。
- 工事施行後においては、のり面保護工及び造成地盤の安定期間などを考慮して一般に3年を見込むものとする。
- 特に、人家、公共施設等に近接して安全度を高める必要のある箇所については、5年とすること。

【流出土砂量】

裸地(工事中) 200~400 m³/ha/年

草地 15

林地 1

◎ 土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書作成要領（様式第7号）

☆ 提出部数は正本1部、副本3部（又は2部）とし、副本については写しで構わない。

申請書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

土砂埋立行為を行おうとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

土砂埋立区域（土砂をたい積する区域及び土砂埋立行為を行うために新たに設置する進入路、排水施設等の敷地を含む。）内に複数の土地（地番）がある場合は、「代表地番外〇〇筆」と記載し、申請書に別紙「土砂埋立行為申請地番一覧表」を添付すること。

(4) 「土砂埋立区域の地目」

登記簿の地目と現況による地目を記載すること。

(5) 「土砂埋立区域の面積」

単位は平方メートルとし、小数点以下は切り捨てて記載すること。

(6) 「土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地」

土砂埋立行為の施工を現地で管理する現場管理責任者が常駐するための現場管理事務所の所在場所を記載し、添付図面に図示すること。また、現場管理事務所と直接連絡できる電話番号を記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名」

現地に常駐して土砂埋立行為の施工を管理する者の氏名を記載すること。この場合、現場管理責任者は、原則として他の土砂埋立行為箇所と兼務できないことに注意すること。

(8) 「土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画」

申請に係る土砂埋立行為を行うために必要な施設として事業者が設置する進入路、現場管理事務所等の施設について、「進入路：延長〇〇m、幅員〇〇m、現場管理事務所：プレハブ平屋、建築面積〇〇平方メートル」のように記載すること。

(9) 「排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画」

当該土砂埋立行為の実施による土砂の崩落等の災害の発生を防止するために事業者が設置する、擁壁、排水施設等の計画の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の6」に記載すること。

(10) 「土砂埋立行為の最大たい積時」

① 土砂の数量

土砂埋立行為の最大たい積時の土地の形状における土砂の数量を記載すること。

② 土地の形状

添付する土砂埋立行為の最大たい積時の平面図・断面図の土地の形状の概要を、「最大たい積時面積＝〇〇m²、盛土高：最大□□m」等と記載すること。

(11) 「年間の土砂埋立行為に使用される土砂の搬入及び搬出予定量」

① 搬入予定量

年間の土砂埋立行為に使用される土砂の搬入予定量を記載すること。

② 搬出予定量

一時たい積行為を行う土地から搬出される年間の土砂の搬出予定量を記載すること。

(12) 「土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置」

土留柵や沈砂池等の土砂埋立行為中に設ける仮設の防災施設の計画の他、関係者以外の者が場内に進入するのを防止するためのゲートを設置する場合は、その配置や構造、事故防止のための誘導員の配置計画など、申請者が土砂埋立行為を行っている間、災害の発生を防止するために計画している方法の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の6」に記載すること。

(13) 「土砂埋立行為を行う期間」

当該一時たい積行為を行う土地にたい積する期間とし、「許可の日から〇ヶ年」と記載すること。

なお、土砂埋立区域の土地が自己の所有でない場合は、当該土地に係る賃貸借契約書等の契約期間などによって、使用権限が明らかとなっている期間の範囲内とすること。

(14) 「土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許可等の処分の状況」

この条例以外に土砂埋立行為を行うために必要な法令等による手続を、漏れなく記載すること。また、法令等の名称は、略称ではなく正式な法令名によるものとし、該当する条項まで記載すること。

「許認可等の状況」は、「〇〇年〇月〇日許可」や「△△で審査中」といった許認可処分の進捗状況について簡潔に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「住民票、法人の定款又は寄附行為・登記事項証明書」(事業計画書の2関係)

申請する日の前3月以内に発行されたもの(住民票：全部証明)に限る。

(2) 「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面」

別紙「誓約書」により、申請者がイからヌの要件に該当しない者であることを誓約すること。(事業計画書の3関係)

(3) 「土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し」

申請する日の前3月以内に発行されたもの(登記事項証明書：全部証明)に限る。また、公図の写しには、土砂埋立区域を明示し、土砂埋立区域及び隣接地の地番・地目の他、謄写した法務局名、作成年月日、作成者の氏名を記載すること。

(4) 「土砂埋立行為の最大たい積時の土砂の数量を計算した書面」

土砂埋立行為の最大たい積時の土地の形状をもとに、積算すること。

(5) 「擁壁の構造計算書」、「排水施設の断面算定を記載した計算書」等の土砂の崩落等の発生を防止するための施設に関する各種計算書や算定の根拠を記載した書面

必要に応じて別途定める「広島県土砂の適正処理に関する条例技術的指導指針」に基づいて作成すること。

(6) 「土砂埋立区域の求積表」

実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

(7) 「土砂埋立行為に係る行政庁の許可等の状況に関する書面」

申請に係る土砂埋立行為を行うに当たり、他の法令等の許可等も受ける必要があるものに

ついて、本条例の許可申請の際、既に行政庁による許可等の処分がなされている場合は、その許可書等の写しを、本条例による許可申請の際、許可等の処分がなされていないものについては、当該他法令等の許可申請書等の写し（提出先の收受印が押印されているもの）を添付すること。

(8) 「位置図及び周辺の見取図」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、土砂埋立区域の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(9) 「土砂埋立行為の最大たい積時の平面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は 500 分の 1 程度とし、方位、県界・市町界・字界、土砂埋立区域を記入すること。
- ② 断面図を作成した箇所に、断面図と照合できるように記号を付すこと。

(10) 「土砂埋立行為の最大たい積時の断面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は、500 分の 1 程度とし、最大たい積時の高さ及びのり面の勾配、土砂埋立行為を行う前の地盤面を記入すること。
- ② 標準断面図を添付すること。

(11) 「排水施設の平面図」

縮尺 500 分の 1 程度とし、排水施設の位置、規模、勾配及び流水方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示すること。

(12) 「排水施設の構造図」、「擁壁の構造図」及び「土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図」

縮尺 50 分の 1 程度で作成し、施設の種類及び各部の寸法を明示すること。また、擁壁においては背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること。

(13) 「土砂埋立区域の求積図」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、土砂埋立区域の全体の実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

注) 添付図面のうち、数種類の図面の内容を 1 枚の図面上に表示できる場合は、兼用図面としても構わない。その場合、図面の表題で、どの図面を兼ねているものかを表示にすること。

各種図面の具体的作成様式

●各種図面の具体的作成様式については、次によること。

ア 図面には、①縮尺、②方位、③凡例、④図面の名称を必ず記載すること。

イ 1枚の図面に2種類以上の項目が表現でき、十分判読できる場合には、図面番号、図面の名称を列記するとともに凡例等で区分すればよいものとする。

| 番号 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 備考 |
|----|----------------------------------|--|---|
| 1 | 位置図及び周辺見取図 | <p><位置図></p> <p>①土砂埋立区域の位置を図示すること。</p> <p><周辺見取図></p> <p>②土砂埋立区域を図示すること。</p> | <p>○位置図については、縮尺25,000分の1程度の地形図を使用すること。</p> <p>○周辺見取図については、周辺の状況が把握できる縮尺の図面を使用すること。</p> |
| 2 | 土砂埋立区域の求積図 | ①土砂埋立区域、②測点等表示 | <p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○実測とすること。(単位：m²)</p> |
| 3 | 土砂埋立区域の最大たい積時の平面図 | ①市町界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥土砂埋立区域、⑦のり面(切盛土の区分)の位置、⑧排水施設の位置、⑨擁壁等の施設の位置、⑩縦横断面測点及び測線、 | <p>○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。</p> <p>○工種別(のり面、排水施設等)に色別すること。</p> <p>○里道(赤線)及び水路(青線)はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p> <p>○建築物を設置する場合は、その配置を図示すること。(判読しにくい場合は別図を添付)</p> |
| 4 | 土砂埋立行為の最大たい積時の断面図 【4-1：縦断面図】 | ①測点、②区間距離、③追加距離、④地盤高、⑤計画高、⑥切土高、⑦盛土高、⑧勾配、⑨土砂埋立区域区間 | <p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○不要な場合は、省略できる。</p> |
| | 土砂埋立行為の最大たい積時の断面図 【4-2：横断面図】 | ①測点、②切土又は盛土高、③現地盤線、④計画地盤線及び勾配、⑤擁壁及びのり面保護施設、⑥土砂埋立区域 | ○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 |
| | 土砂埋立行為の最大たい積時の断面図 【4-3：標準断面図】 | ①現地盤線、②のり面(切盛土)勾配、③小段の位置、幅及び間隔、④排水施設の位置、⑤擁壁及びのり面保護施設 | ○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 |

| 番号 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 備考 |
|----|----------------------|--|--|
| 5 | 排水施設の平面図 | ①排水施設の位置, 記号又は番号, 種類, 形状, 規模, 勾配, 流水方向, 吐口の位置及び放流先の名称 ②排水施設流量検討位置 ③土砂埋立区域, ④周辺の排水施設の配置状況 (規模等) | ○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 ○排水施設流量計算表と対照できるように表示すること。 ○必要に応じて「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。 |
| 6 | 排水施設の構造図 | ①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法 | ○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○必要に応じて正面, 平面, 側面, 断面等を示す図面とすること。 |
| 7 | 擁壁の構造図 | ①擁壁の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法 | ○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○正面, 平面, 側面, 断面及び配筋等を示す図面とすること。 |
| 8 | 土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図 | ①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法 | ○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 |
| 9 | 土砂埋立行為の防災計画平面図 | ①集水区域界 (区域ごと色別) ②集水区域の番号及び面積 ③土砂流出防止施設の位置, 種類, 規模等 ④土砂埋立区域 | ○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。 ○流出土砂貯留施設計画計算表と対照できるように表示すること。 |

3. 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出の編さん順序

●法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第16条第7号関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|---|-----|
| 1 | 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書（規則様式第5号） | |
| 2 | 法令等の許可書等の写し | |
| 3 | その他知事が必要と認める書類及び図面 （法令等の許可等を受けたときに提出した計画平面図） | |

注) 1. 番号3の図面については、原則として「法令等の許可等を受けたときに提出した計画平面図（写し）」を添付すること。

法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書

年 月 日

様

郵便番号
住 所
氏 名 } Ⓡ
（法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名）

広島県土砂の適正処理に関する条例第16条第7号の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---------------------|-----|-----------|----------------|--|
| 土砂埋立区域 | 所 在 | | | |
| | 面 積 | | m ² | |
| 土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況 | 1 | 法令等の名称 | | |
| | | 該 当 条 項 | | |
| | | 許可等の処分の状況 | 許可等の年月日 | |
| | | | 許可等の番号 | |
| | 2 | 法令等の名称 | | |
| | | 該 当 条 項 | | |
| | | 許可等の処分の状況 | 許可等の年月日 | |
| | | | 許可等の番号 | |
| | 3 | 法令等の名称 | | |
| | | 該 当 条 項 | | |
| | | 許可等の処分の状況 | 許可等の年月日 | |
| | | | 許可等の番号 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出書作成要領（様式第5号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

土砂埋立行為を行おうとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

法令等の許可書等に記載してある所在を記載すること。

(4) 「土砂埋立区域の面積」

法令等の許可書等に記載してある面積を記載すること。

(5) 「法令等の名称及び該当条項」

法令等の名称は、省略ではなく正式な法令名によるものとし、該当条項も正確に記載すること。

(6) 「許可等の処分の状況」

① 許可等の年月日

法令等の許可書等に記載してある許可等年月日を記載すること。

② 許可等の番号

法令等の許可書等に記載してある指令番号等を記載すること。

4. 土砂埋立行為の変更の許可申請の編さん順序

●土砂埋立行為の変更の許可申請に必要な書類・図面一覧表

(条例第20条第1項関係)

| 番号 | 書類等の名称 | 備考 |
|----|---|----|
| 1 | 土砂埋立行為変更許可申請書（規則様式第10号） | |
| | 土砂埋立行為申請地番一覧表 | ※ |
| 2 | 事業計画書 | |
| 3 | 土砂埋立区域内の土地所有者の同意書 ①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付 | ※ |
| 4 | 土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 | ※ |
| 5 | 施行規則第19条第1項各号又は第2項各号に掲げるものうち、当該変更に係る書類及び図面 | |
| 6 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | |

- 注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。
 2. 番号2については、土砂埋立行為許可申請書（条例第17条第1項又は第2項）の事業計画書に準じて、当該変更に係る項目等について作成すること。
 3. 番号3及び4については、規則様式第8号（規則第21条関係）及び第9号（規則第21条関係）の様式を用いること。
 4. 番号5の書類及び図面の編さん順序については、「1. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序<土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）>」及び「2. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序<土砂埋立行為（一時たい積行為）>」を参照すること。

様式第10号（第25条関係）

土砂埋立行為変更許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名〕

㊟

広島県土砂の適正処理に関する条例第20条第3項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の変更の許可を申請します。

| | | |
|------------------|-------|--------------|
| 土砂埋立区域の所在 | | |
| 当初の許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 変 更 内 容 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更 理 由 | | |
| 連 絡 先 | 電話番号 | (内線) |
| | 担当者 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為変更許可申請書作成要領（様式第10号）

☆ 提出部数は正本1部，副本3部（又は2部）とし，副本については写しで構わない。

申請書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は，「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし，権限移譲されている市町に提出する場合は，「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚，権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

許可書に記載してある所在を記載すること。

(4) 当初の許可年月日及び許可番号」

当初の許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「変更内容」

当該変更に係る項目等について，「変更前」と「変更後」でその内容が対比できるように記載すること。（変更項目が複数ある場合は，変更する内容ごとに「変更前」と「変更後」で共通の項番を付すなどして，対応するものが明確にわかるように記載すること。）

なお，必要に応じて新旧対照図面等を添付すること。

(6) 「変更理由」

変更が必要になった原因等を踏まえて，詳細に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書」

土砂埋立区域内の一部の土地のみに設置される施設の構造に関する変更であっても，当初同意を得るときに説明した事業計画が変わることになるため，当該変更に係る土地所有者等の同意については，変更に係る土地だけでなく，土砂埋立区域内の全ての土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者から得ること。

(2) 添付が必要な書類及び図面

当初許可申請のときに添付した書類及び図面のうち変更に係る項目について，変更後の内容を踏まえて，「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。

5. 土砂埋立行為の軽微な変更の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の軽微な変更の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第20条第1項, 第5項関係)

| 番号 | 書類等の名称 | 備考 |
|----|---|----|
| 1 | 土砂埋立行為変更届出書(規則様式第11号) | |
| 2 | 申請者の住民票の写し(法人の場合は, 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し) | ※ |
| 3 | 発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し | ※ |
| 4 | 申請者の使用人の住民票の写し(規則第22条の使用人がある場合) | ※ |
| 5 | (申請者が未成年の場合)法定代理人の住民票の写し(法人の場合は, 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し) | ※ |
| 6 | 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面 | ※ |
| 7 | 土砂埋立行為の最大たい積時の土砂の数量を計算した書面 | ※ |
| 8 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | ※ |

- 注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については, 軽微な変更内容に該当する場合に添付すること。
2. 条例第20条第2項の規定(許可条件違反に対する措置命令による変更)により変更をしたときは, 土砂埋立行為許可申請書(条例第17条第1項又は第2項)に添付する書類及び図面のうち当該変更に係る項目について作成すること。作成に当たっては, 「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。
3. 条例第18条の規定により同意を得た土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該変更の概要を通知しなければならないことになっているので留意すること。(条例第20条第5項関係)

様式第11号（第25条関係）

土砂埋立行為変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名〕

Ⓜ

広島県土砂の適正処理に関する条例第20条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|------------------|-------|--------------|
| 土砂埋立区域の所在 | | |
| 当初の許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 変更（予定）年月日 | | 年 月 日 |
| 変 更 内 容 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更 理 由 | | |
| 連 絡 先 | 電話番号 | (内線) |
| | 担当者 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為変更届出書作成要領（様式第11号）

☆ 提出部数は正本1部，副本2部（又は1部）とし，副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし，権限移譲されている市町に提出する場合は，「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚，権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」及び「当初の許可年月日及び許可番号」

許可書に記載してある所在，当初の許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(4) 「変更（予定）年月日」

変更をした又は予定する年月日を記載すること。

(5) 「変更内容」

当該変更に係る項目等について，「変更前」と「変更後」でその内容が対比できるように記載すること。（変更項目が複数ある場合は，変更する内容ごとに「変更前」と「変更後」で共通の項番を付すなどして，対応するものが明確にわかるように記載すること。）

なお，必要に応じて新旧対照図面等を添付するとともに，次の変更に係る項目の場合は該当する書類等を添付すること。

① 許可を受けた事業者の氏名（名称），住所又は法人の代表者の氏名の場合

住民票，法人の登記事項証明書，会社の定款など変更内容が確認できる書類を添付すること。

② 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の土砂の数量の場合

変更理由欄に土量変更の理由を具体的に記載し，土量計算書を添付すること。

※ 土量の変更により土砂のたい積の構造が変わる場合は，土砂埋立行為変更許可を受け
る必要がある。

③ 現場管理責任者の氏名の場合

変更後の現場管理責任者の氏名を記載すること。

④ 申請者が未成年の場合の法定代理人の氏名又は住所，法定代理人が法人の場合は，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の場合

法定代理人の住民票の写しを添付すること。法定代理人が法人の場合は，定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員
の住民票の写しを添付すること。

(6) 「変更理由」

変更が必要になった原因等を踏まえて，詳細に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 添付が必要な書類及び図面

当初許可申請のときに添付した書類及び図面のうち変更に係る項目について，変更後の内容を踏まえて，「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。

- (2) 「土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者への通知」
- 条例第18条の規定により同意を得た土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該変更の概要を通知しなければならないことになっているので留意すること。(条例第20条第5項関係)

6. 土砂埋立行為の着手の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の着手の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第24条関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|------------------------------|-----|
| 1 | 土砂埋立行為着手届出書（規則様式第13号） | |
| 2 | 現況写真（着手の状況及び標識の掲示状況が確認できるもの） | |
| 3 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | |

土砂埋立行為着手届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 〕

㊞

広島県土砂の適正処理に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------------------------------|--------------|------------------------------|
| 土砂埋立区域 | 所 在 | |
| | 面 積 | m ² |
| 許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 着 手 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 土砂埋立行為を 施工する者の住 所及び氏名 (名称) | 住 所 | |
| | 氏 名 (名 称) | |
| 現場管理責任者の氏名等 | | (会社名及び部課名) (氏名) (連絡先) |
| 連 絡 先 | 電話番号 | (内線) |
| | 担当者 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為着手届出書作成要領（様式第13号）

☆ 提出部数は正本1部，副本2部（又は1部）とし，副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし，権限移譲されている市町に提出する場合は，「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚，権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「着手年月日」

実際に現地において土砂埋立行為の関連工事に着手した日を記載するものであり、「土砂の搬入を開始した日」ではないことに留意すること。

(6) 「土砂埋立行為を施工する者の住所及び氏名（名称）」

当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。）の住所及び氏名（名称）を記載すること。

また，土砂埋立行為を行う者自らが施工する場合も記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名等」

現場管理責任者の会社名等を記載すること。また，連絡先は直接連絡できる電話番号を記載すること。

7. 土砂埋立行為の定期的な状況報告の編さん順序

●土砂埋立行為の定期的な状況報告に必要な書類・図面一覧表

(条例第26条関係)

| 番号 | 書類等の名称 | 備考 |
|----|--------------------------|----|
| 1 | 土砂埋立行為状況報告書(規則様式第14号) | |
| 2 | 現況写真(防災施設の施工状況等が確認できるもの) | |
| 3 | 報告に係る期間中の最大たい積時の土地の形状 | |
| 4 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | |

注) 1. 番号2については、報告に係る期間の末日前一週間以内に撮影した写真を添付すること。また、撮影位置を変えて複数の視点から撮影するなど、土砂埋立区域全体の現況が把握できるように工夫するとともに、撮影地点・撮影方向を明示した写真撮影位置図を添付すること。

なお、写真には撮影年月日を記載すること。

2. 番号3については、「その他参考となる事項」欄に、最大たい積時面積(〇〇㎡)、最大たい積時盛土高(〇〇m)を記載した書面を添付すること。

土砂埋立行為状況報告書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 〕

㊞

広島県土砂の適正処理に関する条例第26条の規定により、次のとおり報告します。

| | | | | | | | | |
|----------------------------|-----|----------------|----------|---|-------|---|---|---|
| 土砂埋立区 域 | 所 在 | | | | | | | |
| | 面 積 | m ² | | | | | | |
| 土砂埋立行為の許可 年月日及び許可番号 | | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 | | |
| 報告に係る期間 | | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
| 報告に係る期間中の最大た い積時の土砂の数量 | | m ³ | | | | | | |
| 報告に係る期間中に搬入し た土砂の数量 | | m ³ | | | | | | |
| 報告に係る期間までに搬入 した土砂の数量の累計 | | m ³ | | | | | | |
| 報告に係る期間中に搬入し た土砂の主な搬入元等 | | 搬入元の氏名又は名称 | 搬入元の工事場所 | | 工事の種類 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| その他参考となる事項 | | | | | | | | |
| 連 絡 先 | | 電話番号 (内線) | | | | | | |
| | | 担当者 | | | | | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為状況報告書作成要領（様式第14号）

☆ 提出部数は正本1部，副本2部（又は1部）とし，副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は，「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし，権限移譲されている市町に提出する場合は，「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚，権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「報告に係る期間中の最大たい積時の土砂の数量」

搬入伝票及び売り上げ台帳等をもとに記載すること。また，小数点以下切捨てて記載すること。

① 土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）の場合

報告期間の末日における累計の搬入土砂量になるのでその数量を記載すること。

② 土砂埋立行為（一時たい積行為）の場合

報告期間中で土砂埋立区域内への土砂のたい積量が最大となったときの当該たい積量を記載すること。

(6) 「報告に係る期間中に搬入した土砂の数量」

搬入伝票等をもとに記載すること。また，小数点以下切捨てて記載すること。

(7) 「報告に係る期間までに搬入した土砂の数量の累計」

搬入伝票等をもとに記載すること。また，小数点以下切捨てて記載すること。

(8) 「報告に係る期間中に搬入した土砂の主な搬入元等」

許可を受けた者が把握している搬入元のうち，搬出の処理計画の届出と同様に概ね500立方メートル以上の搬入を行った者について記載すること。

搬入元の工事場所については，原則として地番まで記載すること。地番が分からない場合には，住居表示の番号でもよい。また，地番が複数の筆に分かれる場合は，代表的な地番を記載し，残りは「外〇筆」と記載すること。

また，工事の種類については，建設工事の名称等その内容が把握できるように記載すること。

(9) 「その他参考となる事項」

土砂埋立行為（一時たい積行為）の場合における報告期間中の区域外への土砂の搬出量を記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「その他知事が必要と認める書類及び図面」

例としては、土砂埋立行為の施工の進捗状況を示す図面、擁壁等の工作物の施工状況を工程ごとに撮影した写真などが考えられる。

8. 土砂埋立行為の完了（廃止）の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の完了の届出（廃止）に必要な書類・図面一覧表

(条例第27条関係)

| 番 号 | 書 類 等 の 名 称 | 備 考 |
|-----|---------------------------------|-----|
| 1 | 土砂埋立行為完了（廃止）届出書（規則様式第15号） | |
| 2 | 現況写真（盛土の状態，排水施設等の設置状況等が確認できるもの） | |
| 3 | 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の土砂の数量を計算した書面 | |
| 4 | 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の平面図及び断面図 | |
| 5 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | |

注) 番号5については，前回の定期報告以後，土砂埋立行為の完了又は廃止までの間の土砂埋立状況報告書を合わせて提出すること。ただし，未着手の場合はこの限りではない。

様式第15号（第31条関係）

土砂埋立行為完了（廃止）届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 〕

印

広島県土砂の適正処理に関する条例第27条第1項（条例第28条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---------------------|-------|----------------|
| 土砂埋立区域 | 所 在 | |
| | 面 積 | m ² |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 土砂埋立行為完了（廃止） 年月日 | 年 月 日 | |
| 備 考 | | |
| 連 絡 先 | 電話番号 | (内線) |
| | 担当者 | |

注 1 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為完了（廃止）届出書作成要領（様式第15号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「標題部」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で削除すること。

(2) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(3) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っていた事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(4) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(5) 「許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(6) 「土砂埋立行為完了（廃止）年月日」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で削除すること。また、完了（廃止）年月日については、実際に完了又は廃止した日を記載すること。

(7) 「備考」

廃止する場合は、廃止時の形態（盛土の形態、排水施設等の設置状況等）を記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 現況写真

① 完了の届出の場合

土砂の崩壊等の発生を防止するための措置（工事中も含む。）状況、完了時の形態及び排水施設等の設置状況が確認できるものを添付すること。

② 廃止の届出の場合

土砂の崩壊等の発生を防止するための措置（工事中も含む。）状況、廃止時の形態及び排水施設等の設置状況が確認できるものを添付すること。

また、未着工の場合は、申請された土砂埋立区域の状況（できれば全景）が確認できるものを添付すること。

(2) 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の土砂の数量を計算した書面

完了又は廃止時における土量計算書を添付すること。

(3) 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の平面図及び断面図

① 完了の届出の場合

出来形図を添付すること。

② 廃止の届出の場合

廃止する形態の図面を添付すること。

(4) その他知事が必要と認める書類及び図面

前回の定期報告以後，土砂埋立行為の完了又は廃止までの間の土砂埋立状況報告書を合わせて提出すること。ただし，未着手の場合はこの限りではない。

9. 土砂埋立行為の承継の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の承継の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第29条関係)

| 番号 | 書類等の名称 | 備考 |
|----|---|----|
| 1 | 土砂埋立行為承継届出書（規則様式第16号） | |
| 2 | 届出者の住民票の写し（法人の場合は，定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し） | |
| 3 | 発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し | ※ |
| 4 | 届出者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合） | ※ |
| 5 | <u>（申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票の写し（法人の場合は，定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）</u> | ※ |
| 6 | 届出者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面 | |
| 7 | 承継があったことを確認できる書類 | |
| 8 | その他知事が必要と認める書類及び図面 | |

注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については，該当する場合に添付すること。

2. 番号7については，次の確認できる書類を添付すること。

① 相続による承継の場合

承継があったことを確認できる書面，承継者の戸籍謄本，住民票の写し（承継人が未成年者である場合は，法定代理人の住民票の写し，法定代理人が法人の場合は，定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）を添付すること。

② 法人の合併又は分割による承継の場合

承継があったことを確認できる書面，承継する法人の登記事項証明書及び定款を添付すること。

3. 土砂埋立行為の許可を受けた者の地位を承継した者は，土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該承継の事実を通知しなければならないことになっているので留意すること。（条例第29条第2項関係）

様式第16号（第32条関係）

土砂埋立行為承継届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 〕

㊞

広島県土砂の適正処理に関する条例第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|--|-----|------------------|
| 土砂埋立区域 | 所 在 | |
| | 面 積 | |
| 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号 | | 年 月 日 第 号 |
| 承 継 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 承継前の事業者の 住所及び氏名 〔法人にあつては、その名称 及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名〕 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 現場管理責任者の氏名及び職名 | | |
| (承継人が未成年者の場合) 法定代理人の 住所及び氏名 〔法人にあつては、その名称 及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名〕 | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| 承 継 の 理 由 | | |
| 連 絡 先 | | 電話番号 (内線) 担当者 |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為承継届出書作成要領（様式第16号）

☆ 提出部数は正本1部，副本2部（又は1部）とし，副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は，「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし，権限移譲されている市町に提出する場合は，「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚，権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の地位を承継した者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「承継年月日」

実際に承継した日を記載すること。

(6) 「承継前の事業者」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名及び職名」

承継後に，土砂埋立行為の現地において土砂の搬入状況を管理し，土砂埋立行為が申請どおりに実施されるよう監督する者の氏名及び職名を記載すること。なお，承継前と変更がない場合もその旨同様に記載すること。

(8) 「(承継人が未成年者の場合) 法定代理人の氏名及び住所，法定代理人が法人の場合にあっては，その名称及び代表者の氏名，主たる事務所の所在地」

未成年者の場合に記載すること。

(9) 「承継の理由」

相続，合併又は分割の経緯等を踏まえて，詳細に記載すること。また，当該欄に書き込まない場合は，当該欄に“別紙 承継の理由書のとおり”と記載し，任意の様式に承継理由を記載するとともに，承継があったことを確認できる書類を添付すること。

なお，承継は，条例第16条の規定による許可に係る土砂埋立行為の全部を承継させるものに限る。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）」，「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌに該当しないことを誓約する書面」，「位置図及び周辺の見取図」，「法令等の許可等の状況に関する書面」

土砂埋立行為許可申請書の「添付書類及び図面作成要領」に準じて作成すること。

10. 土砂埋立行為の譲受の許可の編さん順序

●土砂埋立行為の譲受の許可に必要な書類・図面一覧表

(条例第30条第1項関係)

| 番号 | 書類等の名称 | 備考 |
|----|---|----|
| 1 | 土砂埋立行為譲受許可書(規則様式第18号) | |
| 2 | 申請者の住民票の写し(法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し) | |
| 3 | 発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し | ※ |
| 4 | 申請者の使用人の住民票の写し(規則第22条の使用人がある場合) | ※ |
| 5 | <u>(申請者が未成年の場合)法定代理人の住民票の写し(法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し)</u> | ※ |
| 6 | 申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面 | |
| 7 | 土砂埋立区域内の土地所有者の同意書 ①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付 | ※ |
| 8 | 土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 | ※ |
| 9 | 法令等の許可等の状況に関する書面(譲受けにより新たに必要な場合) | ※ |
| 10 | 譲受けがあったことを確認できる書類 | |
| 11 | 位置図及び周辺の見取図 | |
| 12 | その他知事が必要と認める書類及び図面 (土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面) | |

- 注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。
2. 番号12については、土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面を添付すること。なお、根拠資料等として残高証明等を添付すること。

土砂埋立行為譲受許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名〕

印

広島県土砂の適正処理に関する条例第30条第1項の規定により、土砂埋立行為の全部を譲り受けたいので、次のとおり申請します。

| | | |
|--|------|----------------|
| 土砂埋立区域 | 所 在 | |
| | 面 積 | m ² |
| 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 譲受けの相手方の住所及び氏名 〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 譲 受 け の 理 由 | | |
| 現場管理責任者の氏名及び職名 | | |
| (申請者が未成年者の場合) 法定代理人の住所及び氏名 〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 連 絡 先 | 電話番号 | (内線) |
| | 担当者 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為譲受許可申請書作成要領（様式第18号）

☆ 提出部数は正本1部，副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「VII申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者から譲り受け、継続して実施しようとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「譲り受けようとする土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号」及び「譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間」

許可年月日及び許可番号，許可の期間を許可書どおり記載すること。

(5) 「譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）」

現時点で本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（許可を受けている者が法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名）及び住所を記載すること。

(6) 「譲受けの理由」

申請者が当該土砂埋立行為を譲り受けようとするに至った経緯等を踏まえて，詳細に記載すること。また，当該欄に書き込めない場合は，当該欄に“別紙 譲受けの理由書のとおり”と記載し，任意の様式に譲受理由を記載するとともに，譲受けがあったことを確認できる書類を添付すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名及び職名」

譲受け後に，土砂埋立行為の現地において土砂の搬入状況を管理し，土砂埋立行為が申請どおりに実施されるよう監督する者の氏名及び職名を記載すること。なお，譲受け前と変更がない場合もその旨同様に記載すること。

(8) 「（申請者が未成年者の場合）法定代理人の氏名及び住所，法定代理人が法人の場合にあっては，その名称及び代表者の氏名，主たる事務所の所在地」

未成年者の場合に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「土砂埋立区域内の土地所有者」及び「土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書」

現在許可を受けている事業計画の内容に変更がない場合であっても，譲受けようとする者が当該行為を行うことについて同意していることを証する書類として添付すること。

(2) 「住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）」，「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌに該当しないことを誓約する書面」，「位置図及び周辺の見取図」，「法令等の許可等の状況に関する書面」

「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。